

よくある質問(Q & A)



要件についてのQ&A

Q:就職が決まり、これから就労を始める予定ですが、いつからの入所の申込みができますか？

A:就労を開始する月またはその前月の入所に申込みができます。慣らし保育の期間等も考慮のうえ必要な時期に申込みください。

Q:現在育児休業中ですが、保育施設等の入所の申込みはできますか？

A:育児休業中は原則申込みができません。ただし、入所月、又はその翌月に復職できる場合には申込みができます。この場合は、就労証明書による勤務先からの証明が必要となります。

Q:現在求職中ですが、保育施設等の入所の申込みはできますか？

A:申込みは可能です。ただし、求職中に入所が決まった場合、入所後3か月以内に就職することが条件となります。

施設見学についてのQ&A

Q:保育施設等の見学はできますか？

A:できます。入所申込みの際には、事前の見学をお勧めしておりますので、事前に保育施設に連絡し、日程を調整の上、見学してください。

(保育施設等の電話番号は「入所のご案内」29～34 ページ参照)

- ・施設の方針や施設内の様子などを把握することができます。
- ・希望の施設を選ぶ際に様々な視点から検討することができます。
- ・入所後も安心してお子さまを施設に預けることができます。

入所申込みについてのQ&A

Q:申請の手続きで事前にしておくことはありますか？

A:ご希望の保育施設等の見学、受入公表や締切日、提出書類の確認をしてください。

Q:就労証明書が期日までに間に合いません。受付できますか？

A:入所申込書類がすべてそろってからの受付となります。余裕をもってご準備ください。

Q:認定こども園と保育所を同時に申込みことはできますか？

A:できます。入所申込書の希望園記入欄にあわせてご記入ください。

Q:先着順で入所が決まるのですか？

A:先着順ではありません。

保育の必要性を客観的に審査し、指数の高い方から入所が決定します。

Q:希望順位は選考に影響しますか？

A:「第1希望のみだから有利」また、「第〇希望だから不利」ということはありません。

通える範囲内の保育施設等を通いたい順番で記入してください。

指数の合計が同点だった場合のみ優先順位をつけます。

(「入所のご案内」11,12 ページ参照)

Q:認定こども園(1号認定)の入所申込みはどこで行うことができますか？

A:認定こども園(1号認定)の申込みは、直接認定こども園にお問い合わせください。

対象年齢は、満3歳～就学前となります。(電話番号は「入所のご案内」32ページ参照)

Q:認定こども園に1号で通っていますが、2号に切り替えたい場合はどうしたらいいですか？

A:すでに在籍しているお子さまについては、各施設内での調整となります。

在籍されている園にご相談ください。

Q:きょうだい同時に申込み場合、どのような選択があり、どのように調整されますか？

A:きょうだい条件は次の表のとおり、3つのパターンを選択することができます。

選択肢	調整方法
① 同時期に同じ保育施設等を希望 (同じ保育施設等に、申込み児童すべての空きがなければ入所できません。)	きょうだいと同時に同じ保育施設等に入所できるか、希望施設順に調整します。
② 同時期であれば別々の保育施設等でもよい (希望する保育施設等に、申込み児童すべての空きがなければ入所できません。)	きょうだいと同時に同じ保育施設等に入所できるか調整を行った上で、さらに希望施設の中で同時期に別々でも入所できる希望施設を調整します。
③ ひとりでも先に入所させたい ※ 「優先児童」又は「どちらでもよい」が希望できます。(優先児童を決めた場合は、優先児童以外の児童に空きがあっても、入所できません。)	きょうだいと同時に同じ保育施設等に入所できるか調整を行った上で、さらに優先児童を対象に1人でも入所できる希望施設を調整します。 ※ 優先児童の入所後については、希望に沿って他の児童の翌月の利用調整を行います。なお、翌月からは兄弟姉妹の入所の調整指数(12ページ No. 9)が適用になります。

Q:申込みをした後に、希望施設の変更はできますか？

A:希望施設の変更は、保育課窓口にお越しいただくか、お電話でもお受けします。

その際には、申込受付期間内に直接保育課にご連絡ください。

Q:入所できなかった場合は再度申込書の提出が必要ですか？

A:申込書の再提出の必要はありません。

家庭状況や就労状況等に変更があった場合は保育課までご連絡ください。

状況を確認のうえ、改めて提出していただく書類がある場合にはご案内いたします。

なお、**11月頃までに入所が保留となっているお子さまを対象に、翌年度の入所の意思を確認するための通知を11月中に送付いたしますので、必ず内容をご確認ください。**

通知の内容について、ご不明な点があった場合は、保育課までご連絡ください。

※求職活動中や、妊娠・出産等の期間限定の要件で申込みをされた方に関しましては、期間が終了する月の翌月の入所の意思を確認するための通知を認定期間が終了する月の前月の下旬に送付いたしますので、必ず内容をご確認のうえ、利用調整の継続を希望の場合は、必要書類の提出をお願いいたします。

Q:申込みをした後に保護者の状況が変わった場合、内定取消になりますか？

(例)申込み時に就労していた勤務先を退職した 等)

A:各入所月の申込み締切日の状態をもとに指数を算定し、利用調整を行っているため、内定取消になります。ただし、一定の条件を満たせば、内定取消とならない場合もありますので、保育課にご確認ください。

Q:入所内定を辞退した場合、ペナルティはありますか？ 今後の選考で不利になりますか？

A:正当な理由なく内定を辞退された場合、同年度内に同施設を希望することができなくなります。内定辞退がありますと、施設での受け入れ体制に影響があるほか、本来内定の出来た方が内定できない等の場合もありますので、慎重な保育施設等選びにご協力いただきますようお願いいたします。また、内定辞退をした方には保留通知が出ません。

Q:子どもに障がいがあります。入園できますか？

A:集団保育が可能であることが条件になりますので、必ず主治医にご確認ください。また、障がい者手帳・療育手帳等をお持ちの方は写しを申込み時にご提出ください。なお、保育施設等の設備・環境はそれぞれ異なります。必ず申込みをされる前にお子さまの状況について、ご希望の施設にもご相談ください。お申込みの際は面接が必要になりますので、事前に保育課に御連絡ください。保育施設等の受け入れ体制が整わず、入園できない場合があります。また、医療的ケアを必要とするお子さまにつきましては、受け入れ準備に時間を要するため、お早めにご相談ください。申込みまでに別途必要な書類を準備していただく場合がございます。

Q:保育施設等ごとの入園できた世帯の指数を教えてくださいませんか？

A:入園者の指数を公開することで個別の家庭の状況が推測される場合もあるため、公表していません。また、申込みされる方の状況は毎年異なるため、入園できた世帯の指数は、保育施設等ごと、年齢ごとで大きく異なります。

※たとえ指数が高くても、空きがなければ内定できませんし、逆に指数が低くても他に希望している方がいない場合などは内定できるというように、他の方との比較で内定できるかどうか決まるもので、指数が何点あれば入園できるといったものではありません。

教育・保育施設等の受入れについてのQ&A

Q:「保育施設等受入れ状況一覧」を参考に希望施設を検討しようと考えていますが、子どもは何歳クラスなのかを把握する方法を教えてください。

A:クラス年齢の考え方は、毎年度4月1日時点の年齢になります。

詳しくは次の表をご覧ください。

【令和9年度年齢別クラス】

クラス	生 年 月 日	
	和 暦	西 暦
0歳児	令和8年4月2日～	2026.4.2～
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日	2025.4.2～2026.4.1
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	2024.4.2～2025.4.1
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	2022.4.2～2023.4.1
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	2022.4.2～2023.4.1
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	2021.4.2～2022.4.1

また、毎月25日頃に翌々月の受入れ状況(毎月25日時点の参考)を宇都宮市のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

※受入れ状況は公表時点での目安であり、保育士の配置などの各保育施設等の状況によって変動することがあります。

Q:受け入れ状況が「×」の施設には申込みできませんか？

A:申込みできます。急な退園などにより空きが生じることもありますので、あくまでも参考としてご覧ください。

利用者負担額(保育料)についてのQ&A

Q:利用者負担額(保育料)はどのように決まりますか？

A:利用者負担額(保育料)は、原則、父母の市民税所得割課税額の合算額を基に決定します。

また、8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の市民税額により切り替わるため、課税額によっては金額が変更となります。(「入所のご案内」23～25 ページ参照)

Q:ひとり親家庭の利用者負担額(保育料)は無料ですか？

A:利用者負担額(保育料)は市民税所得割課税額を基に決定しますので、無料とは限りません。(23～25ページ参照)

Q:利用者負担額(保育料)は認定区分ごとに設定されていますが、年度途中で3号認定から2号認定に切り替わる場合、利用者負担額(保育料)は無償(無料)となるのでしょうか？

A:満3歳に到達した年度途中で認定区分が変更となっても、利用者負担額(保育料)が年度末まで発生します。

Q:今年度中に3歳になる子どもがいます。3歳になってから保育施設等に入所した場合の利用者負担額(保育料)は、無償(無料)となりますか？

A:利用者負担額(保育料)については当該年度4月1日現在の年齢が適用されるため、年度末まで利用者負担額(保育料)が発生します。

Q:祖父母と同居している場合は、祖父母も保育料の算定対象になりますか？

A:父母の合計所得金額がそれぞれ42万円以下であって、同居の祖父母がいる場合には、祖父または祖母のうち、どちらかの市町村民税の所得割課税額の高い人物を算定に含めます。ただし、父母のみで生計を維持していることが認められれば、祖父母は保育料算定対象になりません。

Q:登園がない場合や月の途中で入退所する場合、保育料は日割り計算できますか？

A:登園がない場合や月の途中で入退所する場合でも原則1か月分の保育料がかかります。(日割り計算はできません。)

利用時間と保育料についてのQ&A

Q:保育標準時間(最長11時間利用)の認定を受けた場合、子どもを預け始めた時間から最長で11時間は追加料金がかからずに、子どもを預けることができますか？

A:保育標準時間認定の最大11時間とは、各施設・事業者が定める通常保育を行っている時間帯(利用可能な時間)のことです。この時間帯の範囲内であれば追加料金なしでお子さまを預けることができます。どの時間からでも追加料金なしで最長11時間お子さまを預けることができるということではありません。(各保育施設等の設定時間は「入所のご案内」29～34ページを参照)また、利用できる時間は、通勤時間を考慮した上で保護者の状況等に応じ、最長11時間の範囲内で、保育が必要な時間となります。

Q:保育施設等が定めた通常保育の時間帯を超えて、子どもを預けることはできるのでしょうか。また、その時間を超えた場合、保育料はどのようになるのでしょうか？

A:保育施設等が定めた通常保育時間を超え、お子さまを預ける場合は延長保育のご利用になります。(利用している保育施設等が延長保育事業を実施している場合)その場合、延長保育料を別途負担していただく必要があります。

併願申請についてのQ&A

Q:現在、共働き家庭であり、子どもを認定こども園(1号)又は幼稚園に入園させるか、保育施設等(2号)に入所させるか迷っているため併願したい場合、どのような手続きが必要ですか？

A:認定こども園(1号)又は幼稚園と保育施設等(2号)の両方の利用申込手続きと併せて、支給認定は2号認定(お子さまが満3歳以上で、教育と併せて保育を希望。)を受けてください。認定こども園(1号)又は幼稚園の申込みは、直接、認定こども園又は幼稚園をお願いします。